

令和7年度補正予算

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

松浦市中小企業者等省エネ設備導入支援補助事業 Q&A

このQ&Aは、松浦市中小企業者等省エネ設備導入支援補助事業について、質疑応答形式で説明するものです。

1 総論

問 1-1 補助対象者は？

(答え) 松浦市内に事業所(中小企業者等が事業のための専有施設として所有若しくは賃借する事務所や店舗等で、常設的に事業を行っているもの)を有する下記のいずれかに該当する者で、補助対象要件をすべて満たす者になります。

ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する事業者

イ 法人税法(昭和40年法律第34号)第4条第1項に規定する法人税を納める義務がある人格のない社団に該当するみなし法人

ウ 収益事業を行う一般社団法人又は一般財団法人

補助対象要件

- (1) 松浦市内で事業を営んでおり、市内の事業所に設備等を導入すること。
- (2) みなし大企業でないこと。
- (補足) 次のいずれかに該当する中小企業は除きます。
 - ①発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
 - ②発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
 - ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- (3) 取り組む事業が1次産業(農業、林業、漁業)でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者でないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行っている事業者でないこと。
- (7) 公序良俗に反することを事業目的とする事業者でないこと。
- (8) 法令に違反する事業、違反する恐れがある事業及び消費者保護の観点から不適切であると認められる事業でないこと。
- (9) 納付すべき松浦市税を滞納していないこと。
- (10) 許認可等が必要な業種の場合には、それらを取得していること。
- (11) 交付申請後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- (12) 関係法令を遵守していること。

(参考)

【中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者】

会社または個人事業主で下表の「資本金等の額」または「従業員数」のいずれかに該当する方

業種	資本金の額・出資の総額	従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

問 1-2 補助対象者に農業者や漁業者を含むか。

(答え) 主たる事業の業種が1次産業(農業、林業、漁業)である場合は補助対象者となりません。

問 1-3 個人事業主にはどんな方が該当するか。

(答え) 申請日時点において、市内に事業所があり、事業を営む個人であって、所得税の申告をしている方や開業届を提出している方は対象となります。

問 1-4 介護施設や病院は対象となるか。

(答え) 社会福祉法人や医療法人などは対象外です。

問 1-5 個人事業主で住民票上の住所は松浦市外だが、事業所は松浦市内にある。対象となるか。

(答え) 市内に事業所が所在しており、事業活動の確認ができれば、市外在住であっても対象となります。

問 1-6 個人事業主でインターネット販売のみを行っているが、対象となるか。(フリーランスも同じ)

(答え) 市内に事業所が所在していれば対象となります。ただし、問 1-3 の要件に該当することが必要です。

問 1-7 市内に事業所を有するとは、どういう要件か。市外に本社がある市内事業所でも対象になるのか。

(答え) 本社の所在地にかかわらず、店舗、工場、事務所、支店等が市内に所在していることが補助対象者の要件となります。

問 1-8 これから起業する者は対象になるか。また、事業期間は一定以上必要か。

(答え) 申請時点において市内で事業を行っている事業者が対象となります。そのため、申請していただく時期は起業後となります。事業期間は特に定めていませんが、導入後、5年以上、市内で事業を継続する意思があることが必要です。

問 1-9 フランチャイズのコンビニも補助対象者になるか。

(答え) フランチャイズも補助対象者に該当すれば対象となります。ただし、全国チェーンの直営店舗等で補助対象者に該当しない場合は補助対象外となります。

問 1-10 対象となる省エネ設備は？

(答え) 募集要項に記載のとおり

問 1-11 既に導入（購入）している省エネ設備は対象となるか。

(答え) 市からの交付決定後に導入（購入）した省エネ設備が補助対象となるため、交付決定前に導入（購入）を行っている場合は、対象外となります。

問 1-12 複数の省エネ設備を導入した場合、対象になるか。

(答え) 導入した省エネ設備の数によらず、1事業者につき1回限りの申請となるため、複数の省エネ設備を異なるタイミングで導入する場合は、1回の申請にまとめて提出することで対象となります。ただし、補助金額は50万円が上限となります。

問 1-13 導入のタイミングが異なる複数の省エネ設備を導入する予定だが、製品の種類ごとに分けて申請をした方がよいか。

(答え) 交付申請は同一事業者につき 1 回限りとしています。異なるタイミングで導入する場合であっても、まとめて申請してください。

問 1-14 リースやレンタルは対象となるか。

(答え) 中古品の購入やリース、レンタル品、LED照明の電球のみの交換等は対象外となります。

問 1-15 新規導入、買替のいずれの省エネ設備も対象となるか。

(答え) 買替のみ対象となります。

問 1-16 市外の業者から購入した省エネ設備は対象となるか。

(答え) どちらも対象となりますが、市外業者からの購入の場合(1/2)と市内業者から購入した場合(2/3)は、補助率が異なります。

問 1-17 交付決定後、予定していた省エネ設備の入荷が遅れ、別の省エネ設備に変更しなければならなくなったがどのような手続きが必要か。

(答え) 松浦市中小企業者等省エネ設備導入支援補助金変更交付申請書と変更内容が確認できる書類を提出し、市の変更交付決定を受けてください。なお、補助対象経費の目的を実質的に変更するものでなく、省エネ設備の導入に影響のない程度の変更であれば変更申請は必要ありません。ただし、先に決定した補助金交付額以上の金額への変更は認められません。

問 1-18 LED照明機器からLED照明機器に交換する場合も対象となるか。

(答え) LED照明からLED照明に交換などの場合は対象外となります。

問 1-19 LED照明機器について、電球の交換だけでも補助対象となるか。

(答え) 電球のみの交換等は対象となりません

問 1-20 老朽化している既存設備を更新したいが、対象となるか。

(答え) 対象になりますが、既存設備の撤去に必要な費用(撤去工事費、処分費等)は対象外です。

問 1-21 国や県、その他の団体が実施している補助金を申請済(又は申請予定)だが、補助制度を重複して利用できるか。

(答え) 同一の省エネ設備について、国や県、その他の団体等が実施する補助制度を利用する場合は対象外となります。

問 1-22 省エネ設備について償却資産の税等の優遇措置を受ける予定だが、対象となるか。

(答え) 償却資産の税等の優遇措置については、併用可能のため対象となります。

問 1-23 本事業期間内に事務所等を新設する場合、当該事務所等に導入する省エネ設備は対象となるか。

(答え) 新規導入は対象となりません。

問 1-24 補助対象経費に含まれるものは？

(答え) 補助対象経費は、販売店や工事業者から導入した省エネ設備の購入費用や据付工事費用等になります。

問 1-25 補助対象経費に含まれないものは？

(答え) 消費税及び地方消費税、既存設備の撤去費用、自社内部の取引による経費、各種保証・保険、リサイクル料、振込手数料等です。

問 1-26 省エネ設備の工事に必要な足場の費用や安全対策費等は補助対象経費に含まれるか。

(答え) 法令(労働安全衛生規則等)により、工事の際に設置が義務付けられている経費(仮設足場や安全対策費等)は、補助対象経費に含まれます。

問 1-27 省エネ設備の導入に伴い床面や壁面のクロス等を修復する経費は補助対象経費に含まれるか。

(答え) 補助対象経費に含まれません。

問 1-28 消費税は補助対象経費に含まれるのか。

(答え) 消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象外となります。

問 1-29 補助金額に上限や下限はあるのか。

(答え) 上限額を 50 万円、下限を 10 万円としています。なお、補助対象額に補助率を乗じて得た額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額となります

問 1-30 交付決定後に省エネ設備等に変更が生じた場合どのような手続きが必要か。

(答え) 松浦市中小企業者等省エネ設備導入支援補助金変更交付申請書との提出が必要となります。補助対象経費が増えた場合でも補助金の上限額は交付決定額となり、経費が減少した場合はそれに伴い補助金額が減額します。なお、補助対象経費の目的を実質的に変更するものでない場合や、省エネ設備の導入に影響のない細部の変更の場合は、変更申請書の提出が不要となる場合があります。(交付申請額を増額するような変更は認められません。)

問 1-31 住居は事業所に含まれるか。

(答え) 住居は事業所に含まれません。

問 1-32 対象外となる店舗や事業所とはどのようなものがあるか。

(答え) 住居が店舗・事業所も兼ねており出入口が同一の場合などは、対象になりません。ただし、住居部分と事業所部分が明確に区別されている場合は、審査の上、対象となる場合があります。なお、明確に区分されていても、住居と共用する省エネ設備は対象外となります。

問 1-33 予算の上限に達した場合は？

(答え) 予算の範囲内において先着順で申請を受け付けます。申請期間内であっても、予算額に達した時点で募集を終了します。申請状況等を踏まえ、予算執行状況をホームページ等でお知らせする予定です。

問 1-34 導入した省エネ設備の代金の支払いは、現金以外も可能か。

(答え) □座振替、クレジットカード払い（割賦払いは不可）、インターネットバンキングでの支払いも可能ですが、支払いが証明できる書類を提出してください。

支払方法	添付書類
現金	領収書の写し（日付・宛名・摘要欄に記入があること）
口座振込	通帳のコピー
インターネットバンキング	金融機関ホームページログイン後の画面を印刷したもので、口座名義人の表記、金融機関名、支店名、店コード、預金種目、口座番号の確認ができるもの
クレジットカード払い	クレジットカードの利用明細の写し、銀行口座からの引き落としが確認できる書類（通帳のコピー等）

問 1-35 リース契約は対象となるか。

(答え) 購入等により所有権が移転する場合を対象としていますので、リース等の賃貸借契約等による場合は対象外となります。

問 1-36 補助金の振込口座は交付申請者以外の名義も可能か。

(答え) 交付申請者以外の口座名義には原則振込できません。請求者と振込先口座名義人が違う場合は、受領委任状を提出いただくか、請求書への請求者の押印および指定する振込先を正確にご記入いただくことで、請求額を受領を委任したものとみなします。

問 1-37 導入した省エネ設備の管理に関して、注意すべきことはあるか。

(答え) 補助事業により取得した設備、その他の財産については、補助事業が完了した後も管理台帳等を備えて管理してください。

また、導入設備の処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数の期間）は、多用途への転用、貸付、譲渡などの財産の処分に制限があります。この期間内に財産を処分する場合は、補助金の全部又は一部を市に返納する必要があることがあります。

また、やむを得ず譲渡等する場合は市長の承認を受けてください。

問 1-38 今回申請した補助金に係る帳簿等関係書類等に保存期間はあるか。

(答え) 省エネ設備を導入した年度終了後、5年間は保存してください。

問 1-39 省エネ設備を導入するにあたり、現地への立ち入り調査は実施するのか。

(答え) 必要に応じて現地調査を行う場合がありますので、御協力をお願いします。

問 1-40 市内に事業所がなく、公民館等で教室や講師をしているが、対象となるか。

(答え) 対象となりません。市内に事業所を有する事業者が対象となります。

問 1-41 市内に事業所を有することをどのように確認するのか。

(答え) 申請時に提出される以下の資料等をもとに確認します。

①法人の場合：

直近の事業年度の確定申告書別表一（一）の控えの写し、
履歴事項全部証明書、

（市外に本店があり、市内に営業所がある場合）法人市民税の納税証明書など

②個人事業主の場合：

確定申告書第一表控えの写し（事業所欄に市内の住所が記載されているもの）、
開業届の写し、営業許可証の写し、賃貸借契約書の写し、
固定資産税課税明細書の写し、本人名義の公共料金領収書等の写しなど

問 1-42 見積書に設置費や撤去費がまとめて記載されている場合の取扱いは？

(答え) それぞれの金額を分けた見積書を作成するように販売業者又は納入業者へ依頼し、取得してください。

問 1-43 賃貸物件に設置する設備・機器は対象となるか。

(答え) 申請者が賃貸物件に設置している既存設備・機器の所有者であり、かつ、エネルギー経費(電気・ガス代等)を負担している場合は、補助対象となりますが、所有者の同意書が必要となります。ただし、共益費・管理費等により、電気代(共用部分の電気代を含む)が回収されている場合は補助対象外となります。(エネルギー経費の実質的な負担をしていない場合は対象外)

問 1-44 設備・機器を更新後、更新前の設備・機器はいつまでに処分すればいいのか。

(答え) 原則、設備・機器の更新と同時に廃棄等を行っていただきます。設備業者又は廃棄物処理業者等に既存設備の処分が完了したことを証する書類(既存設備の廃棄等証明書)を作成していただき、実績報告時に提出してください。

問 1-45 履歴事項全部証明書や市税の滞納のないことの証明書の有効期限はあるか。また、コピー等の写しでも可能か。

(答え) 履歴事項全部証明書や市税の滞納のないことの証明書は申請日以前3か月以内に取得したものを提出してください。履歴事項全部証明書は事業実態確認のための書類の一つですので、コピー等の写しで構いませんが、市税の滞納のないことの証明書は、本証明書をもって納税確認をするため、原本の提出をお願いします。

問 1-46 領収書はコピーでもよいか。

(答え) コピーでも構いませんが、発注先や事業内容、対象経費、対象外経費などの内訳が分かるものの提出が必要です。

問 1-47 契約書は必要か。

(答え) 領収書などで、発注先や品目(製品名、型番等)数量、単価、消費税等の必要な項目が明記されていれば、契約書は不要です。

問 1-48 省エネ設備の購入や設置工事はいつからできるのか。

(答え) 購入や工事着手は、交付決定日以降から可能です。なお、交付決定の通知は、申請書の提出からおおむね 10 日以内に行います。

問 1-49 補助金はいつ入金されるのか。

(答え) 補助対象事業完了後、実績報告を提出していただきます。最終的な補助金額の確定を行った後、2 週間程度でお支払いとなります。

問 1-50 補助率 3 分の 2 となる市内事業者の要件を確認したい。

(答え) 松浦市内に事業所、支店、営業所を有する者から、省エネ設備を調達する場合に適用となります。